

追 加 議 案 目 次

議案番号	件	名
議第37号	山形市国民健康保険税条例の一部改正について	
議第38号	山形市教育委員会委員の任命について	
議第39号	山形市固定資産評価審査委員会委員の選任について	

議第37号

山形市国民健康保険税条例の一部改正について

山形市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年3月24日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

山形市国民健康保険税条例（昭和36年市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「この市の国民健康保険に関する特別会計において負担する次に掲げる」を「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第1項に規定する」に改め、同項各号を削る。

第6条第1項第1号中「費用（」の次に「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による」を、「国民健康保険事業費納付金」の次に「（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）」を加え、「後期高齢者支援金等及び介護納付金」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による前期高齢者納付金等及び同法の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）」、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（山形県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第6条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（第4条第2項の世帯主を除

く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第7条第1項中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)」を「法」に、「第16条第1項」を「第9条の8」に改める。

第9条の2第1号中「第9条の5」の次に「、第9条の11」を加える。

第9条の7の次に次の4条を加える。

(子ども・子育て支援納付金課税額に係る所得割額)

第9条の8 第6条第5項の所得割額は、国民健康保険の被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額)

第9条の9 第6条第5項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について1,200円とする。

(子ども・子育て支援納付金課税額に係る18歳以上被保険者均等割額)

第9条の10 第6条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、国民健康保険の18歳以上被保険者1人について100円とする。

(子ども・子育て支援納付金課税額に係る世帯別平等割額)

第9条の11 第6条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 900円

(2) 特定世帯 450円

(3) 特定継続世帯 675円

第20条第1項各号列記以外の部分中「並びに」を「、」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からカ及びキに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第1号に次のように加える。

カ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額 被保険者(第4条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について840円

キ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 630円
- (イ) 特定世帯 315円
- (ロ) 特定継続世帯 473円

第20条第1項第2号に次のように加える。

カ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第4条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について600円

キ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 450円
- (イ) 特定世帯 225円
- (ロ) 特定継続世帯 338円

第20条第1項第3号に次のように加える。

カ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第4条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について240円

キ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 180円
- (イ) 特定世帯 90円
- (ロ) 特定継続世帯 135円

第20条第2項に次の1号を加える。

(3) 子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号カに規定する金額を減額した世帯 180円
- イ 前項第2号カに規定する金額を減額した世帯 300円
- ウ 前項第3号カに規定する金額を減額した世帯 480円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 600円

第20条第3項に次の2号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の8の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の9の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

附則第6項、第7項及び第9項から第16項までの規定中「第16条第1項」を「第9条の8」に改める。

附則第17項中「及び同条第3項」を「、同条第3項の所得割額及び同条第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山形市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理 由

地方税法の改正に伴い、国民健康保険税に係る子ども・子育て支援納付金課税額を新たに設けようとするものである。

議第38号

山形市教育委員会委員の任命について

次の者を、本市教育委員会委員に任命することについて、同意を求める。

令和8年3月24日提出

山形市長 佐藤孝弘

細谷真紀子

理由

本市教育委員会委員のうち、細谷真紀子委員の任期が令和8年3月31日をもって満了となるため、同委員を引き続き任命しようとするものである。

議第39号

山形市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を、本市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、同意を求める。

令和8年3月24日提出

山形市長 佐藤孝弘

伊藤一雄

理由

本市固定資産評価審査委員会委員のうち、伊藤一雄委員の任期が令和8年3月25日をもって満了となるため、同委員を引き続き選任しようとするものである。